

議案第 32 号

橋本市エコパーク「紀望の里」設置及び管理条例の一部を改正する  
条例について

橋本市エコパーク「紀望の里」設置及び管理条例の一部を改正する条例につ  
いて、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市エコパーク「紀望の里」設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市エコパーク「紀望の里」設置及び管理条例(平成22年橋本市条例第29号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表の中下線及び太線の部分である。

改正後	改正前
<p>(開館時間等) 第6条 略</p> <p>2 ひとつと紀館の浴場(以下「浴場」という。)の利用時間は、午後<u>1時</u>から午後9時までとする。</p>	<p>(開館時間等) 第6条 略</p> <p>2 ひとつと紀館の浴場(以下「浴場」という。)の利用時間は、午後<u>3時</u>から午後9時までとする。ただし、<u>日曜日及び祝日の浴場の利用時間は、午後1時から午後9時までとする。</u></p>
別表 (第8条関係)	別表 (第8条関係)
(単位：円)	(単位：円)
浴場使用料	浴場使用料
区分	区分
一般(中学生以上)	一般(中学生以上)
278	239
小人(3歳以上小学生以下)	小人(3歳以上小学生以下)
139	124
本市及び伊都郡在住の70歳以上の者	本市及び伊都郡在住の70歳以上の者
186	124

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。